

平成 24 年度 事務局自己点検・評価書

I 現況及び特徴

1 現況

国立大学法人佐賀大学基本規則第 11 条第 1 項に「本法人に，事務局その他の事務組織を置く。」と定めており，同条第 2 項「事務組織に関し，必要な事項は，別に定める。」に基づき，国立大学法人佐賀大学事務組織規則を定め，事務局の構成を定めている。

事務局は総務部，財務部，環境施設部，学務部，学術研究協力部，事務センターからなり，190 名の常勤職員と 128 名の非常勤職員で構成される。

2 特徴

法人化を契機として，事務職員の大学運営への参画が進んでいる。

教員と事務職員が一体となった大学運営のための組織がおかれ，その他，各種委員会においても事務職員が委員として参画している。

II 目的

大学の目的として，佐賀大学学則第 2 条に『国際的視野を有し，豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに，高度の学術的研究を行い，さらに，地域の知的拠点として，地域及び諸外国との文化，健康，社会，科学技術に関する連携交流を通して学術的，文化的貢献を果たすことにより，地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。』，また，佐賀大学院学則第 2 条に『大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，文化の進展に寄与することを目的とする。』と定めている。

事務局は，専門職能集団として大学運営を支え，これら大学の目的の達成に向けて支援することを目的とする。

III 平成 24 年度の状況

1) Institutional Research (IR) 室の設置と分析データの大学運営への活用

- ① 分析データを活用した戦略的な大学運営を行う体制を整えるため，学長をトップとする IR-PT (プロジェクトチーム) による検討を進め，平成 24 年 6 月末に「IR 室設置規則」を制定し，7 月 1 日に本学運営の計画策定，政策決定，意思決定の支援を目的とする IR 室を設置した。また，同年 10 月に IR 室員を 1 人増員し 17 人体制とし，専門部会 (教学，学術，社会貢献) を設置して IR 構築に向けた体制の整備・充実を進め

た。

この I R 室は、学長直轄の独立した組織とし、学長室と連携して教員及び事務職員が参画する教職協働体制により、I R を大学改革のツールと位置づけた活動を行う点が「佐賀大学版 I R」の特色となっている。

- ② 経済学部改組の検討にあたって、今後の社会情勢や入試状況等を多面的に分析し、入学定員の見直しに活かすとともに、学長経費による評価反映特別経費の配分において、部局における諸活動の成果に関して I R 室からデータや情報を提供し（I R 機能）、教育、研究、社会貢献、運営基盤の 4 つの視点から 21 項目にわたって業務の評価を行った。また、大学改革実行プラン「ミッションの再定義」の作業をはじめとして、本学の重点的事項の検討会議等において、分析データに基づいた実証的な議論に導くなど、大学運営に活用した。

これら「佐賀大学版 I R」の構築に向けた一連の取組は、他の国立大学法人の関心も高く、問い合わせが相次いだことから、国立大学法人の役員級を主な対象とした I R 勉強会を本学で 2 回開催（平成 24 年 6 月：8 法人 16 人参加，同年 12 月：4 法人 19 人参加）したほか、首都圏でも東京海洋大学で 1 回（同年 11 月：5 法人 25 人参加）開催するなど、大学における I R 機能の構築に向けた先駆的役割を發揮した。

2) 大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

- ① 本学が取り組む教育、研究、社会貢献等の重点事項等について、各理事室等で検討・取りまとめた施策等を、役員、学長補佐等で構成する拡大役員懇談会において検討を行い、学長を支える運営体制の円滑な運用を進めた。さらにその重点事項について教育研究評議会、大学運営連絡会で意見交換することにより、問題意識と施策の方向性の共有を図り、部局等との連携協力による取組の迅速化を図った。その効果の一例として、学生の英語力強化策の一環として「全学統一英語能力テスト（TOEIC）」の導入を迅速に決定したことが挙げられる。
- ② 平成 23 年度に策定した「会議の設計・準備・進め方、会議後の対応及び資料の作成について」により、引き続き会議の効率化を進めたほか、大会議室の会議設備を有線パソコンから無線の i P a d 端末を利用したペーパーレス会議システムへ更新することにより会議準備の省力化と機動的な会議の実施を図った。
- ③ 外部有識者等の意見を活用する取組として、経営協議会において、教育、社会貢献、附属病院、大学改革についてテーマを設け、外部委員から意見を聴取し、大学運営に反映させるとともに、意見や指摘の内容と対応状況を併せてウェブサイトで公表した。意見を改善に反映させた例として、「本学の様々な取組が見えない」との意見には、本学の活動を積極的にアピールするため、平成 23 年度から本学ウェブサイトのトップページに掲載している「佐賀大学の取り組み」を定期的（4 半期ごと）に更新することとし、さらに学部・研究科における特色等を掲載するなど、様々な活動をわかりやすく公表したことなど

が挙げられる。

また、顧問懇談会を開催し、意見を聴取した結果、新聞社等の大学評価ランキングで上位にランクされていない本学の現状への指摘があり、IR室において関連するデータの分析を行い、その結果を活用し、大学運営に反映させる取組を進めることとした。

- ④ 部、課の枠にとらわれない現場職員による横断的かつ機動的な検討の場を設け、様々な問題提起とその解決方を現場の立場として話し合い、業務改善の提案を行うとともに、大学運営に携わる人材を育成することを目的とする新たな仕組みとして、部署横断的な自由なテーマについて5人以上の職員が集い、自主的な活動をとおして職能開発（SD）を進めるとともに問題発見と解決方の提案などを行う「事務系職員クラブ」制度を創設した。「IR塾」、「Staff Manners クラブ」、「英語能力向上クラブ」、「ICT利活用クラブ」など9クラブが発足し、例えば「英語能力向上クラブ」では外国人に対応するための「英語対応マニュアル」（暫定版）の検討など、活動を開始した。
- ⑤ ステークホルダーの意見を大学運営に反映させる取組として、平成23年度に実施した学長による企業訪問（100社達成）に続き、平成24年度は学長が副学長等とともに県内の高校23校を訪問し、当該高校出身の生徒の本学での成績や就職状況、高大連携の在り方等について学校長、進路指導教諭と意見交換を行い、本学の取組に対する要望や高大連携に関する相互理解を深めた。

また、卒業・修了生との交流を深める企画として、ホームカミングデーを本学と中国杭州で開催し、卒後連携などについて意見交換を行った。

3) 戦略的な経費配分及び人員配置

- ① 「予算編成の基本方針」に基づき、学長のイニシアティブによる本学の特色を最大限に活かすために、学長経費（教育改革の推進や研究の活性化に資する大学改革推進経費、概算要求で措置された予算を実行するための特別経費等プロジェクト実行経費、学長特別重点経費及び重点的な人員配置を実施するための運用定員経費）による重点的かつ効果的な経費配分を行った。
 - ◇ 大学改革推進経費においては、「国際戦略構想」に基づき、大学全体で取り組む重点的施策として国際研究交流支援、留学生交流支援及び海外派遣支援に係る経費を重点的に措置した。
 - ◇ 学長特別重点経費として措置した「評価反映特別経費」においては、平成23年度の配分の検証を行い、本学の特色・強みを生かした取組を更に推進するために、部局の教育研究活動の取組とその成果（アウトカム）に対する評価（事業の評価）とあわせて、新たに部局の諸活動の成果に対するIR機能を活用したデータに基づく評価（業務の評価）を実施し、評価結果に基づいて予算を配分した。
- ② 今後増加する再雇用職員の有効活用につなげるため、再雇用職員の配置に関する問題点等を整理し、平成25年1月16日付けで再雇用職員（事務系職員）の雇用に関する取

扱ルールを定め、配置の基準を明確化した。

4) 組織の見直しと改善

- ① 産学・地域連携を戦略的かつ総合的に推進するため、既存の組織（産学官連携推進機構と地域貢献推進室）を再編統合し、産学連携部門、地域連携部門、知財戦略・技術移転部門の3部門からなる産学・地域連携機構を平成24年4月に設置した。
- ② 平成25年4月から新たな教養教育を実施する全学教育機構の事務体制整備のため、新たに全学教育機構を担当する副課長1人を学務部教務課へ配置したほか、国際交流推進センターの事務支援体制を強化するため、学術研究協力部国際課に副課長を配置するなど事務組織の整備を行った。

5) 人件費削減の取組

- ① 総人件費改革対応についての役員会決定に基づき、平成23年度末の定年退職者15人の後任補充時期を平成24年10月以降とする採用開始時期の制限を実施した。事務系職員については、増加する再雇用事務系職員の勤務時間を平成24年度から原則短時間とする見直しを行い、人件費全体の抑制を図った。

これらの取組により、平成24年度の人件費は、前年度の範囲内で適切に管理した。

6) 監事監査及び内部監査による運営改善の取組

- ① 平成23年度の検証に基づいて、監事監査や内部監査の指摘事項に対する該当部局又は担当理事室での改善策の検討過程で監事又は監査室と協議することにより、緊密な意思の疎通の下に改善策を策定できるように改善した「監査業務及び指摘事項に関する法人の検討サイクル」に従って、平成23年度の監事監査や内部監査の指摘事項の対応と平成24年度の監査業務を実行した。
- ② 平成23年度の監査結果に伴う改善措置として、「出張報告」について、不正防止の観点から、書面による出張報告を就業規則に明記した。また、学外者への旅行依頼に対する出張報告書については、業務簡素化のため実施済報告書や会議等の証拠書類等で可とする取扱いに改めた。さらに、「物品管理」における使用責任者の見直し（学部等の管理部門の使用責任者として事務長を追加）のほか、物品使用者に対する弁償責任及び物品管理状況等の報告に関する規程の改正を行った。

(2) 財務内容の改善に関する取組

1) 自己収入増加に向けた取組

産学・地域連携機構における特許相談等の取組等により、知的財産関係の収入額は、7,830千円となり平成23年度と比較して、4,350千円の増となった。

平成24年度外部資金として、受託研究116件 319,315千円、治験等受託研究 180件

49,722 千円、共同研究 83 件 113,841 千円、寄附金 739 件 853,856 千円を受け入れた。

平成 23 年度と比較して受託研究は、13 件減 11,658 千円増、治験等受託研究は 6 件減 3,605 千円増、共同研究は 14 件増 35,542 千円増、寄附金 70 件増 114,165 千円増となった。

2) 資金の運用及び保有資産の効率的利活用に向けた取組

① 資金運用については、「国立大学法人佐賀大学における資金管理（運用）について」の方針に基づき資金運用を行っており、「佐賀大学基金」については、安定した運用収入を得るため、平成 22 年度から、280,000 千円を 5 年国債により、「木下記念和香奨学金基金」については、平成 23 年度から、19,800 千円を 10 年国債により運用を行い、それらの運用益 1,357 千円は、私費外国人留学生の奨学金の一部として活用した。

また、収支予算に対する実績額及び見込額の把握を行い、より有利な運用を行うため、資金繰りに支障が生じない範囲で、金融機関の選定の入札を計 7 回実施し、その運用益 5,770 千円は学生への福利厚生費の一部として、附属図書館における学習・研究用「電子ブック」の整備の拡大とその利用促進のための機器の整備費として活用した。

② 老朽化した佐賀大学合宿研修所（神集島研修施設）の改修（食堂・トイレ・多目的室・シャワー等）を行い、平成 24 年 7 月にリニューアルオープンし利用促進を図った。その結果、平成 23 年度に比べ延べ利用者数が 419 人増え、約 2 倍の利用者数となった。

合宿研修所（神集島研修施設）利用状況の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
延べ利用者数	294 人	599 人	1,018 人
対前年度増減	-	305 人	419 人

③ 保有資産を有効かつ効率的に活用するため、その必要性及び活用方法について見直しを行い、旧事務局長宿舎について今後活用の見込みがないことから、平成 25 年 3 月に処分（売却）することを決定した。

3) 省エネルギー対策と経費の節減

エコアクション 2.1 による平成 24 年度の環境目標である二酸化炭素排出量（平成 21 年度実績比 3.0%）及び総排水量（水使用量（平成 23 年度実績比 1.0%））の削減に向けた活動計画に基づき、全学的に省エネルギー対策に取り組んだ。

具体的取組として、最大使用電力及び総使用電力量の削減を図る目的で、鍋島地区における省エネ効果の高い外灯及び太陽光発電設備の整備、夏期及び冬期における節電パトロールなどを実施したほか、九州電力からの節電依頼に対し、ピーク時間帯の自家発電設備稼働による節電協力を行った。

その結果、平成 21 年度と比較して、二酸化炭素排出量の削減につながる電気については、

使用量は3.6%削減したが、契約改定の影響もあり、電気料が13,163千円(3.9%)の増となった。総排水量(水使用量)の削減につながる上水道については、1,330千円(2.5%)の削減となったことから数値目標は達成した。

4) 財務情報に基づく財務分析の実施と分析結果の活用状況

① 平成23年度に策定した「平成24年度予算編成における経営戦略について」に基づき、財務分析結果を踏まえた財務状況の改善に向けて、教育経費比率を維持し研究経費比率を向上させるため、学内教育・研究プロジェクトへの支援強化に係る経費、「学生中心の大学」の実現に必要な経費等において、平成23年度比で2,250千円増の302,250千円を配分した。

② 財務情報に基づく財務分析結果を大学運営に活用するため、財務指標の経年比較や本学の財務状況と他大学の平均との比較等をまとめた「財務レポート2012」を作成し、平成23年度の予算編成における経営戦略の検証を行った。

検証の結果、指標改善に向けた増額投資を実施したものの、短期間では研究経費比率等に顕著な改善はみられないことから、自己収入の確保、外部資金の獲得の強化とあわせて、引き続き研究活動等への投資による財務状況の改善を図ることとし、教育先導大学として教育の質の向上及び学生支援等教育により重点を置いた予算編成「平成25年度予算編成における経営戦略について」を策定した。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する取組

1) 自己点検・評価の検証と改善に関する取組

本学の「中期目標・中期計画進捗管理システム」による年度計画の進捗管理及び実績・データ等の収集作成作業の状況について検証し、以下の改善を行った。

① 年度計画に関わる各部局の実行計画の指示を7月から2ヶ月早めて5月に出すことにより、具体的な取組の開始時期を早めるように改善した。

② 実行計画の達成水準を示す項目において、具体的に取り組む事項及び達成を示す根拠資料例を各理事室から提示・指示する形式に改めたことにより、年度計画の進捗に改善が見られ、進捗状況の把握・確認が容易になり、各部局に対する理事コメントにおいてより明確な指示を出せるようになった。

2) 情報提供に関する取組

① 経営協議会委員の意見を取り入れ、本学の取組を積極的にアピールするため、平成23年度から本学ウェブサイトのトップページに掲載している「佐賀大学の取り組み」を定期的(4半期ごと)に更新することとし、さらに学部・研究科における特色等を掲載するなど、本学の取組をわかりやすく公表した。

② 広報活動に関する在校生のアンケート調査結果から、佐賀県だけではなく近隣県に対

する広報を強化すべきとの意見を活かして、主に福岡県を放送範囲とするテレビ局から本学の紹介とオープンキャンパスの開催日を知らせるCMを放送したほか、入学試験が本格化する12月には、佐賀県及び福岡県南部地区を放送範囲とする地元テレビ局から本学のCMを放送した。

- ③ 広報活動に関する新入生アンケートの分析結果から、受験生向け『大学案内』を全面的に改訂し、各学科の紹介ページを各4ページに拡大するなど受験生のニーズが高い情報を提供した。さらに、『大学案内』にAR機能（拡張現実）を利用した「学生からのメッセージ」をスマートフォンで視聴できる仕組みを取り入れた。これは全国初の取組として新聞等で取り上げられ、参加者からも好評であった。
- ④ 平成25年10月に旧佐賀大学と旧佐賀医科大学との統合10周年を迎える記念事業として設置する「佐賀大学美術館」と本学のシンボルとなる正門整備の事業において、美術館募金の開始や基本設計等の準備を進め、平成25年2月に美術館の起工式を行い、本学の成果を地域・社会に発信する場としての美術館設置の目的や概要を報道等のメディアを通じて広報するとともに、Facebookページを開設し、美術館のコンセプトや完成イメージ、建設工事の進捗状況、併設されるカフェレストランに対する意見要望や事業者の募集など、開館に向けた準備について情報発信を行った。

（4）その他業務運営に関する取組

1) 法令遵守に関する取組

- ① 本学の「法令遵守のための実施要領」に基づき策定した「平成24年度法令遵守実施計画」により、研究費の不正使用防止・不正経理、入試時における不測の事態発生時の対応、情報セキュリティ対策、ハラスメント防止等について、教職員に対する説明会や研修等を全学的な取組として実施した。
- ② 平成24年4月に寄附申込書の変更及び財団等の公募による助成金の取扱等について全教職員に対し通知するとともに、本学の寄附金の受入手続き等のルールを学内外に公表・周知するため、寄附金に関するウェブサイトを新たに開設した。
また、平成25年2月に「寄附金事務取扱規程」の遵守と、研究助成財団等の公募による助成金等の本学への受入手続きについて、全教職員に対し学長から注意喚起を行った。
- ③ 研究費の不正使用防止については、毎年度実施している新任教員説明会及び科学研究費助成事業公募に係る説明会等において、研究費の不正使用を防止する観点から会計手続きの周知とともに不正使用の事例等を示して注意の徹底を図った。さらに、「研究費不正防止計画推進委員会」を中心に、以下の不正使用防止に向けた取組を行った。
 - ◇ 平成24年6月の文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の現地調査」を踏まえ、旅費、謝金の確認方法及び納品検収体制の見直しを行い、学長裁定として平成24年12月から実施することとして全教職員へ通知した。

- ◇ 検収業務における例外的な取扱いを行う従来の取扱いを見直し、発注内容に基づいたより現実的な納品検収を平成 25 年 4 月から実施することとした。

2) 危機管理に関する取組

- ① S I N E T 4 佐賀ノードへの接続変更を機に、データセンターとクラウドサービスを活用し、可用性と機密性向上を実施した。S I N E T 4 への接続ポイントをキャンパス内からデータセンターへと移動するとともに、本庄キャンパス及び鍋島キャンパスへの接続を多重化した。また、認証と名前解決サービス（I P アドレスとホスト名の関連付け）もデータセンターに設置するとともに、名前解決サービスの一部を外部クラウドサービスに置いた。これらの措置により、障害・災害等に対する耐性を向上させるとともに、名前解決サービスへのデータ改竄攻撃を防止した。
- ② 平成 24 年度防災・消防訓練実施計画に基づき、総合防災訓練（本庄地区 12 月、鍋島地区 5 月）及び防火訓練（文化教育学部、各附属学校、医学部、工学系研究科、農学部、国際交流会館（楠葉寮含む）、附属図書館）を実施し、本庄地区の総合防災訓練においては、シューターによる避難訓練及び消火器使用訓練を行った。また、非常時における飲料及び食料等を確保するため、本学と佐賀大学生協との間で「災害時における相互協力に関する協定」を締結した。

各学部においては、新入生オリエンテーションにおいて「安全の手引き」を配付し、在学生に対しては、講義等において研究・実験上の注意を喚起した。

3) 東日本大震災に係る支援活動

平成 24 年度入試において時限付きの規則により実施した本学志願者に対する検定料免除の特例措置を平成 25 年度以降も継続して実施するため、時限のない規則として「佐賀大学学部入学者試験に係る検定料に対する佐賀大学学則の特例措置に関する学則」を新たに制定し、被災者の入学試験等における経済的負担を軽減し受験生の進学機会の確保を図った。

4) 施設マネジメントに関する取組

- ① 今後の改善整備の資料となる施設老朽状況の再調査を実施した。調査結果を各学部へ通知するとともに、理工学部 4 号館の防水や理工学部 1 号館の防火シャッターなど緊急性があるものを改修し環境改善を図った。また、調査結果についてはウェブサイトにおいて公開した。
- ② 施設マネジメント委員による施設利用状況の現地点検調査を実施し、有効に利用されていない室についての該当部局に対する指摘と平成 23 年度指摘した室についてのフォローアップを行い、調査結果をウェブサイトにおいて公開した。
- ③ ユニバーサルデザインの考えに基づき、理工学部 1 号館、5 号館、理工学部大学院棟、医学部会館及び附属特別支援学校のトイレを整備した。また、理工学部 5 号館、保健管

理センター（本庄地区）に車椅子用のスロープを整備するとともに、理工学部5号館にエレベーターを新設し附属図書館（医学分館）のエレベーターを身体障がい者対応に改修整備を行った。

- ④ 平成23年度に作成した美術館基本計画書を基に実施設計を行い、平成25年2月に着工し、平成25年10月の開館を目指して工事を進めた。

5) 環境活動に関する取組

- ① 地球環境負荷の低減を図るため、理工学部5号館改修工事、動物実験施設改修工事及び附属病院診療棟・病棟新営工事において、断熱効果の高い複層ガラス窓、断熱材、高効率型照明器具、省エネ型空調機器等を採用し工事を実施した。
- ② 平成23年度に引き続き、節電パトロールなどの節電対策を実施し、平成23年度と比較して、夏の期間中は約50,000kWh（▲0.7%）、冬の期間中は約440,000kWh（▲5.7%）、平成22年度と比較した場合、夏の期間中は約610,000kWh（▲8.2%）、冬の期間中は約670,000kWh（▲8.5%）の使用電力量を削減し、約640トンの二酸化炭素排出量削減を果たした。
- ③ 平成23年度までは部局相互間の内部監査を実施してきたが、新たな試みとして、平成24年度は、エコアクション21専門委員会委員から内部監査チームを選出し、監査を実施した。また、平成25年1月にエコアクション21中央事務局による中間審査を受審し、適合判定を得た。
- ④ 平成23年度に引き続き、エコアクション21学生委員会による新入生に対する説明の機会を設け、職員と学生が一体となった環境教育を行うとともに、教職員については、新規採用職員研修等にエコアクション21に関する説明や講演を組み入れ、環境方針の徹底を図った。また、エコアクション21学生委員会活動の支援における広報誌「Earth」の発行やエコキャンパスカードの作成等について、経費を支援した。

6) 男女共同参画推進に関する取組

女性研究者支援モデル育成事業（平成21～23年度）の成果を踏まえて、平成24年4月に男女共同参画推進委員会の下に男女共同参画事業の実施組織として男女共同参画推進室を設置し、推進室の3つの部門（ワーク・ライフ・バランス部門、キャリア支援部門、意識啓発・広報部門）の事業を総合的にコーディネートする専任の教員（特任助教）及び専任の事務職員を配置し、事業実施体制を整備した。

なお、本学の女性研究者支援モデル育成事業はその事後評価において、女性研究者支援における、本人と子供に加え親も含めた三世代を念頭においた特色ある支援体制を整備したことが評価できるとして、A評価（所期の計画と同等の取組が行われている）を受けた。

男女共同参画推進事業については、推進室が策定した事業計画に基づき、推進室と各部局等が連携して推進室と学部の合同企画によるキャリア支援に関する講演会の実施、推進

室の特任教員を講師としての事務職員の意識啓発のための研修の実施など、ワークライフバランスを推進する各種の取組を進めた。

また、病児・病後児保育室の設置や育児・介護休業法を上回る支援制度の創設など、子育てしやすい職場に向けた平成 21 年度から平成 22 年度までの環境改善の取組が評価され、平成 24 年 4 月に厚生労働省の次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく「子育てにやさしい企業」として認定された。

IV 平成 24 年度事務局評価における「今後の課題」への対応

今後の課題：I R 室（仮称）の体制と取組の充実

対応：「Ⅲ 平成 24 年度の状況 1) Institutional Research (I R) 室の設置と分析データの大学運営への活用」のとおり I R 室の体制と取組の充実に取り組んだ。

V 今後の課題

- ・ I R 関連システムの基盤整備

VI 外部の者による検証

国立大学法人評価委員会による平成 24 年度に係る業務の実績に関する評価結果

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 業務運営の改善及び効率化 | 順調 |
| (2) 財務内容の改善 | 順調 |
| (3) 自己点検・評価及び情報提供 | 順調 |
| (4) その他の業務運営に関する重要目標 | 順調 |